

岐阜県公報

号外(一) 令和三年六月三十日

雑報

目次

雑報

「一般国道十九号瑞浪恵那道路 環境影響評価書 平成二十六年四月」に基づく事後調査報告書（令和二年度）の公告

（環境管理課）

ページ

○「一般国道十九号瑞浪恵那道路 環境影響評価書 平成二十六年四月」に基づく事後調査報告書（令和二年度）の公告

岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第三十八条第一項の規定により事後調査報告書を作成したため、同条例第三十八条の二第一項の規定により、次のとおり公告します。

令和三年六月三十日

国土交通省中部地方整備局

中部地方整備局長 堀田 治

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 国土交通省 中部地方整備局

2 代表者の氏名 中部地方整備局長 堀田治

3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号

二 対象事業の名称及び種類

1 名称 一般国道十九号 瑞浪恵那道路

2 種類 一般国道の改築（環境影響評価法第一種事業）

三 事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間

1 縦覧場所

岐阜県環境生活部環境管理課、瑞浪市役所建設部都市計画課、恵那市役所建設部建設課、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所計画課

2 縦覧期間 令和三年七月一日（木）から令和三年七月三十日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

岐阜県公報 号外 毎週（火曜日）発行

（火曜日）

発行

（休日当たる）

令和三年六月三十日

3 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで（縦覧場所によっては異なる
ことがあります。）

四 インターネットによる公表
事後調査報告書は、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所ホームページ
(<https://www.dbr.mlit.go.jp/tajimi/index.html>) においてもご覧いただけます。

五 問合せ

1 問合せ先 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所計画課
多治見市小田町四丁目八番六号

TEL 〇五七二 二二五 八〇二六

2 受付日時 毎日午前八時三十分から午後五時十五分まで（土曜日、日曜日及び祝
日を除きます。）

令和三年六月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社